

## 令和7年台風第15号の被害に関する会長談話

静岡県では、本年9月5日、台風第15号に伴う線状降水帯による豪雨、また竜巻とみられる突風により、牧之原市、榛原郡吉田町、焼津市など県内各地に甚大な人的・物的被害が発生しました。まずは、被害に遭われた全ての皆様並びにそのご家族などに心よりお見舞いを申し上げます。

今回の台風15号等に伴う被害に関し、静岡県では現時点で牧之原市など9市1町に災害救助法が適用されていますが、当会執行部及び災害対策委員会は、既に牧之原市などの被災現地に赴き、被害調査と被災された皆様への支援情報の提供を開始しました。現地では広範囲にわたる激しい住家の損傷や停電などで多くの皆様が生活基盤を失い、猛暑の中、被災家屋の片づけに追われながら厳しい避難生活を強いられている姿に胸がつぶれる思いです。

当会は、被災された皆様の暮らしと住まいの再建支援に全力を尽くすべく、現地での無料相談会の実施や無料電話相談窓口の設置を検討しております。その際には、今年度から、当会も構成員である静岡県災害対策士業連絡会が静岡県被災者支援連絡会に加入したことも生かし、静岡県、被災市町、他士業団体、その他のボランティア関係団体などとも積極的な連携を図って参ります。

自然災害と弁護士・弁護士会の活動は、なかなか結びつかないという方も多いかと存じます。しかし、当会では、これまでの県内外の自然災害発生時においても、法律問題に限らず、被災された方々のお困りごとやご心配ごとに広く耳を傾け、必要な各種の支援制度などの情報をご提供する活動や、暮らしや住まいの再建相談に対応する活動を行って参りました。

弁護士は、基本的人権の擁護を使命としています。市民の皆さまの生活の安寧の確保は、弁護士・弁護士会の社会的使命と考えています。どうか「こんなことは弁護士に聞いても仕方がない」「弁護士に相談することではない」とは思われずに、まずはどんな内容でも構いませんので、お困りごとやわからないことをご相談いただければと存じます。

当会は、被災された皆様の不安と負担を少しでも軽くし、一刻も早く平穏な生活に戻れるよう、全力で支援活動を行う所存です。

当会の今後の支援活動については、当会ウェブサイトなどでご確認をお願いいたします。

2025年（令和7年）9月8日

静岡県弁護士会

会 長 村松 奈緒美